

鈴鹿市農業委員会告示第10号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第1回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和32年農委告示第4号）第2条第1項の規定により告示する。

令和8年7月15日

鈴鹿市農業委員会
会長 鈴木 秀

- 1 日時 令和8年7月21日（火）午前9時30分から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室
- 3 事項（1）会長の互選について
（2）会長職務代理者の互選について
（3）議席の決定について
（4）運営委員の選出について
（5）農地利用最適化推進委員の委嘱について など